

全ト協ドライバー等研修について

令和5年度全ト協ドライバー等安全教育訓練促進助成制度は、全国のトラック協会会員事業所の従業員に対する安全意識と運転技術の向上のため安全教育訓練実施を促進することを目的としています。

この制度で指定された研修を受講された場合は、(公社)全日本トラック協会(以下「全ト協」と(公社)福岡県トラック協会(以下「県ト協」)から受講費を助成(1泊2日研修は、受講費1万円、2泊3日研修以上は、受講費の7割)します。但し、Gマーク認定事業所については、受講費の全額のみ助成します。

申し込みの際は、このご案内をよく読んでからお申し込みください。

助成制度の内容について

助成の内容は次の通りです。

- ①助成対象者 : 県ト協の会員事業所の従業員(ドライバー及び安全運転等の指導をされている管理者)
※資格は、普通免許以上が必要で、大型車の研修については大型免許が必要です。
- ②対象施設・日程 : 1泊2日研修 : 日程については、研修施設に確認して下さい。
2泊3日及び3泊4日研修 : 日程参照。
- ③参加人数(制限) : 1会員事業所あたり 2名まで
※但し、予算額や研修施設の定員等により受講できない場合があります。
- ④申し込み方法 : 申込を希望される事業所は、申込書等を送付しますので県ト協業務一課 TEL (092-451-7845) までお問い合わせください。
- ⑤助成金について : 研修にかかる受講費は、会員事業所が研修施設に立て替え払いをして頂き、受講終了後所定の手続きにより県ト協に助成金の申請をして頂きます。

申し込み・受講にあたっての注意事項

1. 県ト協から受講可の連絡を受けた後、受講の変更や中止をする場合

①県ト協から受講可の連絡を受けた後、受講日や、受講者の変更及び研修の中止など、申込書に記載した内容が変更になる場合は、速やかに県ト協に連絡して下さい。

なお、研修中止の場合は、受講開始日の7日前までに取下届を県ト協に提出して下さい。

荒天や災害などでやむをえず研修が中止になる場合は、研修施設からあらかじめ連絡がありますが、もし連絡がない場合は研修施設に直接問い合わせてください。なお、その際に生じた損害(交通費や宿泊費)について、基本的にトラック協会や研修施設は保証しませんので了承ください。(昨年度は荒天等による研修中止はありませんでした。)

また、次の場合は、受講料の一部又は全額を受講者が負担しなければならない場合があります。

- ①研修受講開始日の7日前を経過して申し込みを取り下げたとき。
- ②特別な事由無く、申し込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。
- ③提出しなければならない書類を提出しないとき。
- ④研修や手続きにおいて本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為があったとき。

2. 研修生の心得

- ①研修期間中は、研修に専念し、研修施設の講師や職員の指示に従うこと。
- ②研修期間中に生じたいかなる事故についても、研修施設及びトラック協会は一切の責任を負いません。

- ③故意又は過失により、研修施設に損害を与えた場合は当該受講者またはその事業主が補償するものとする。
- ④貴重品は各自が責任をもって保管すること。
- ⑤その他、集団研修を円滑に快適に進めていくためにも、他人に迷惑をかける行為をしないこと。

申し込み手順について

申し込みをする場合は次の手順で行ってください。

なお、2名受講される場合は、申込・報告書用紙等をコピーし、以下の手順を2回行って下さい。受講日がそれぞれ違う場合は、申込締切日に注意してください。

STEP 1 申込書をFAXする。

申込書に必要事項を記入し、県ト協にFAX(092-451-7964)で申し込んでください。(1泊2日研修受講希望の会員事業者は、個別に研修施設に日程を確認して下さい。)

受講の可否は、申し込んでから数日以内に県ト協から連絡しますので、申込責任者や会社の電話番号ははっきりと書いてください。

また、申込書は研修日の10日前までにFAX(092-451-7964)してください。

申込締切日以降にFAXした場合や、FAX以外で申し込んだ場合は受付出来ません。

なお、受付は申込順ですので、定員や支部毎の予算が満額になり次第締め切ることがありますのでご了承ください。

STEP 2 受講料を立て替え払いする。

県ト協から受講可の連絡があったら、希望する研修日の7日前までに受講料を研修施設に振り込んでください。(立て替え払いしてください。但し、自動車安全運転センターのみ、食事代は現地払いとなります。受講料納入にあたっては、所定の食事代(3,840円)を差し引いた金額をお支払いください。なお、所定の金額を上回る食事代については、自己負担となりますのでご注意ください。)

(例) 研修コード301の研修を受講する場合：安全運転中央研修所に84,000円を納入し、差額の3,840円を現地食事代として使用してください。

STEP 3 研修を受講する。

基本的に研修中の食事代は、受講料に含まれています。

STEP 4 実施報告書を提出する。

実施報告書に必要事項を記入し、研修終了後7日以内に県ト協に提出してください。提出書類は次のとおり。

- ①実施報告書
 - ②研修の修了証のコピー(写)
 - ③受講料の領収書のコピー又は銀行振込金受取証のコピー(1泊2日研修の場合不要)
 - ④研修参加報告書
- ※Gマーク認定事業所については、Gマーク認定証

STEP 5 助成金が振り込まれます。

実施報告書に基づき、立て替えて頂いた受講料の助成金を銀行振り込みで支払います。

問い合わせ・申し込み先（研修施設一覧）

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	備考
特定研修施設	愛知県	中部トラック 総合研修センター		-	
	埼玉県	埼玉県トラック 総合教育センター	新人乗務員研修 事故防止乗務員研修	1001 1002	
指定研修施設	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 北海道	一般・初任ドライバー研修	1003	
	青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 弘前	一般・初任運転者研修	1004	
	宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 宮城	一般・初任ドライバー研修	1005	
	福島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 南湖	一般運転者研修	1006	
			初任運転者研修	1007	
	茨城県	自動車安全運転 センター安全運転 中央研修所	貨物自動車運転者課程(準中型車使用)	1008	※1
			貨物自動車運転者課程(中型車使用)	1009	※2
			貨物自動車運転者課程(大型車使用)	1010	※3
	茨城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 茨城	一般運転者研修	1011	
			初任運転者研修	1012	
	栃木県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 栃木	一般・初任ドライバー研修	1013	
	群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ぐんま	一般ドライバー研修	1014	
			初任ドライバー研修	1015	
	千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 千葉	一般・初任ドライバー研修	1016	
			安全運転管理者研修	1017	
	神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 小田原	一般・初任運転者研修	1018	
	新潟県	新潟自動車学校	一般・初任ドライバー研修	1019	
	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 大原	貨物ドライバー習熟研修	1020	
	滋賀県	クレフィール湖東 交通安全研修所	ドライバー安全運転研修	1021	
	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ABOSHI	一般・初任運転者研修	1022	
広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー テクノ	一般・初任ドライバー研修	1023		
福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ONGA	一般・初任・貨物運転者研修	1024		
		添乗(同乗)指導者研修	1025		
宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー MIYUKI	一般・初任ドライバー研修	1026		

【申込書・実施報告書の提出先】

(公社) 福岡県トラック協会 業務一課 担当：今泉

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目18-8 F A X 092-451-7964

※申込書は **F A X** で提出してください。

※実施報告書は **郵送又は持参** で提出してください。